

七九ノ休暇シテ設定サレタレ

夏ハ各人随意十日間 冬ハ十二月廿九日より十日間 本校創立記念日
ハ春秋二季ニソコノ慰安会ヲ開催サレタリ (或ハ特別手当ヲ支給サレタレ)
又女子事務服ハ毎年夏冬ノ二回ニ支給サレタリ

又女性専用浴室ヲ設置サレタリ

又女子事務員全体ノ助手トシテ一室ヲ採用サレタリ

其年二回上半期下半期ニ於テ最低ノ額ヲ分給サレタリ

其病氣ノ際ハ医師ノ診断スル期間ハ休暇ヲ支給シ其ノ期間中ハ給料ヲ支給サレタリ

又退職金ヲ制定サレタリ

又会社中出タ場合

三ヶ月未満者ノ勤務者ハソノ月給ノ一ヶ月分ヲ支給サレタリ

六ヶ月未満者ニ対シテハ同額ヲ三ヶ月分ノ支給サレタリ

一ヶ月以上八回以上五ヶ月分ヲ支給サレタリ

三ヶ月以上八回以上十ヶ月分ヲ支給サレタリ

三ヶ月以上ハ六ヶ月ヲ増ス毎三ヶ月ヲ増サレタリ

又事務員ヨリ申出タ場合

六ヶ月以上ノ勤務者ニ対シテハ月給ノ一ヶ月分

一ヶ月以上ノ勤務者ニ対シテハ月給ノ一ヶ月分

三ヶ月以上ノ勤務者ニ対シテハ六ヶ月分

五ヶ月以上ノ勤務者ニ対シテハ六ヶ月分ヲ増ス毎三ヶ月分ヲ増スコト

六ヶ月未満ノ勤務者ニ対シテハ上下両半期ニ於テ夫々月給ノ一ヶ月分

一年未満ハ同額ヲ三ヶ月分

一ヶ月以上八回以上三ヶ月分

其会社が解雇スル場合ニハ一ヶ月前ニ予告セサレタリ

又従業員ニ対シテハ辞令ヲ発行サレタリ

又従業員ノ組織スル団体ヲ認め之ニ至當事業並ニ全従業員ノ人事

湖題ニ対スル団体交渉権ヲ認可サレタリ

又武蔵藤福神社ノ日給ハ之ヲ二回ニ昇給セサレタリ

又斎藤シカ氏ノ給料ヲ十回ニ昇給サレタリ

又右ノ各員ハ即時実行サレタリ

又コノ同題ニ付テハ絶対ニ犧牲者ヲ出サハルコト

昭和四年十二月十九日

右 従業員一同